

# 介護保険制度移行に伴う 経営資金(つなぎ資金)融資の ご案内

平成12年4月の介護保険制度の導入に伴い、特別養護老人ホーム等介護保険法の指定を受ける施設や事業所は、これまでの措置費や委託費に代わって介護報酬を受けることとなりますが、この介護報酬は約3カ月遅れで支払われるため、介護保険制度導入直後の運転資金を準備する必要があります。

社会福祉・医療事業団では、これらの施設及び事業所が必要とする経営資金(つなぎ資金)を、平成12年度予算成立後に次の条件で融資することとしております。

## 1 貸付の対象

介護保険法の指定を受ける次の「施設及び居宅サービス事業所」です。

ただし、介護保険制度移行前に既に開設開業していて、地方公共団体から措置費や委託費等を受けて運営されていたものに限りません。

- 介護老人福祉施設
- 訪問介護サービス事業所
- 訪問入浴介護サービス事業所
- 通所介護サービス事業所
- 短期入所生活介護サービス事業所
- 痴呆対応型共同生活介護サービス事業所
- 特定施設入所者生活介護サービス事業所  
(有料老人ホームは除きます。)

## 2 貸付の相手方

貸付対象の指定介護老人福祉施設及び指定居宅サービス事業所を運営する次の法人です。

- 社会福祉法人
- 日本赤十字社
- 医療法人
- 民法第34条法人
- 農業協同組合
- 農業協同組合連合会
- 厚生(医療)農業協同組合連合会
- 民間事業者 (NPO法人を含みます。)

## 3 資金の使途

指定介護老人福祉施設及び指定居宅サービス事業所の経営に必要な資金。

(旧債返済資金及び転貸資金は除きます。)

## 4 貸付金額

貸付金額は、次に掲げる「施設及び事業所ごとに定めた算定式」により算定した額の範囲内で、法人が必要とする額です。（10万円単位で、貸付の最低額は100万円）

※自己調達が可能な資金の借入れは、ご遠慮願います。

### 〔介護老人福祉施設〕

(算定基礎単価)  
 $\{ \text{入所定員} \times (325,000\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

### 〔訪問介護サービス事業所〕

(算定基礎単価)  
 $\{ 1\text{カ月} \text{当りサービス提供時間数} \times (4,100\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

### 〔訪問入浴介護サービス事業所〕

(算定基礎単価)  
 $\{ 1\text{カ月} \text{当り延べ利用人数} \times (12,500\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

### 〔通所介護サービス事業所（単独・併設型）〕

(算定基礎単価)  
 $\{ 1\text{カ月} \text{当り延べ利用人数} \times (6,600\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

### 〔通所介護サービス事業所（痴呆専用単独・併設型）〕

(算定基礎単価)  
 $\{ 1\text{カ月} \text{当り延べ利用人数} \times (8,300\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

### 〔短期入所生活介護サービス事業所（単独・併設型）〕

(算定基礎単価)  
 $\{ 1\text{カ月} \text{当り延べ利用人数} \times (9,700\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

### 〔痴呆対応型共同生活介護サービス事業所〕

(算定基礎単価)  
 $\{ 1\text{日} \text{当り平均利用人員} \times (235,000\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

### 〔特定施設入所者生活介護サービス事業所〕

(算定基礎単価)  
 $\{ 1\text{日} \text{当り平均利用人員} \times (161,000\text{円} \times \text{地域倍率}) \times 0.9 \times 3\text{月} \}$  以内

※地域倍率は、措置費の地域区分に準じて定められた各地域における1点当たり仮単価に基づき次に掲げる倍率です。

地域区分	介護老人福祉施設及び 短期入所生活介護サービス事業所	左記以外の事業所
特別区（東京23区）	1.060倍	1.096倍
特 甲 地	1.050倍	1.080倍
甲 地	1.030倍	1.048倍
乙 地	1.015倍	1.024倍
丙 地	1.000倍	1.000倍

## 5 貸付の条件

### 貸付利率

(平成11年11月12日現在)

- ・社会福祉法人、日本赤十字社及び医療法人の場合は2.0%
- ・その他の法人の場合は2.2%（ただし、民法第34条法人が経営する通所介護サービス事業所及び短期入所生活介護サービス事業所については2.0%）

### 貸付期間

- ・5年以内（うち据置期間1年以内）

### 償還方法

- ・3カ月ごとの元金均等償還

### 利息の支払方法

- ・年4回の後払い

### 担保

- ・介護報酬債権担保（債権譲渡予約契約の締結）
- ・貸付金額が1億円以上の場合は、介護報酬債権担保及び不動産担保

### 保証人

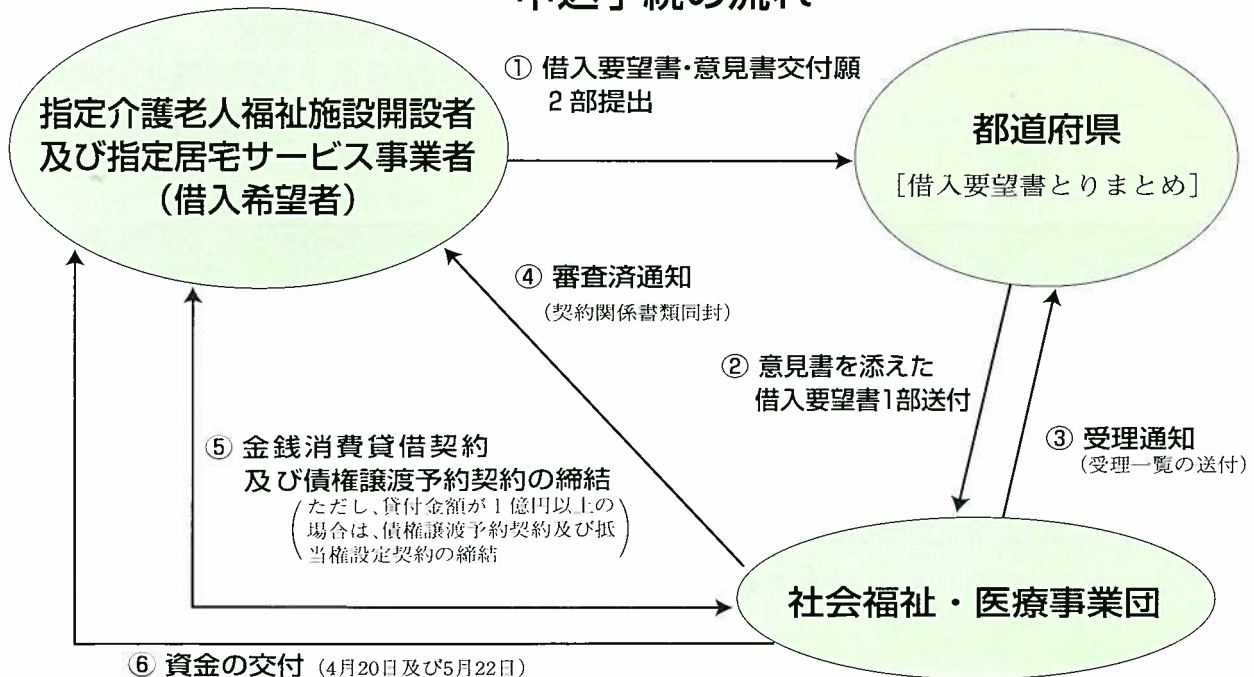
- ・原則として法人代表者を含め2名以上の連帯保証人

## 6 申込方法

所定の借入要望書を、管轄の都道府県に提出していただきます。

(借入要望に必要な書類は、都道府県の窓口及び当事業団相談窓口にあります。)

### — 申込手続の流れ —



## 7 申込期間

平成11年12月20日から平成12年2月20日までです。  
詳しくは、当事業団又は各都道府県にご相談ください。

お問い合わせ先

**社会福祉・医療事業団相談窓口**

**TEL03-3438-0207 FAX03-3438-0583**

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 秀和神谷町ビル9階



社会福祉・医療事業団